

参 考

DAISY (デージー) について

DAISY とは、Digital Accessible Information System の略で、日本では「アクセシブルな情報システム」と訳されています。

ここ数年、視覚障害や発達障害その他の理由で、通常の印刷物を読むことが困難な人々のために、カセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規格として、15ヶ国の正規会員団体で構成するデージーコンソーシアム(本部スイス)により開発と維持が行なわれている情報システムのことです。

マルチメディアに対応した DAISY 図書は、音声にテキストおよび画像をシンクロ(同期)させることができますので、ユーザーは音声を聞きながらハイライトされたテキストを読み、同じ画面上で絵をみることもできます。

詳しくはこちら <http://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/>

詳しくは「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及促進等に関する法律等の施行について(通知)」をご覧ください。

文部科学省初等中等教育局教科書課

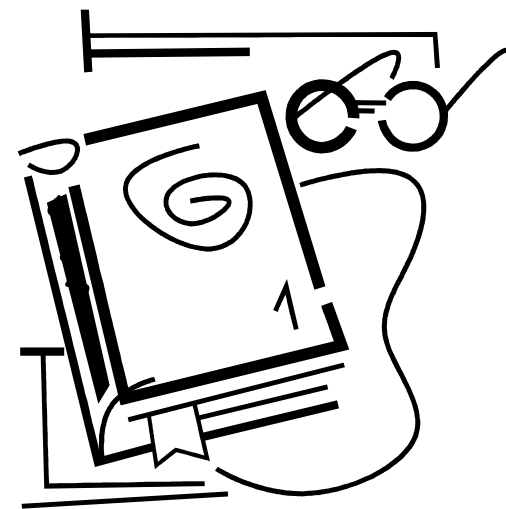
電話：03-5253-4111(代表)(内線 2576)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kakudai/houritsu/08100610.htm

障害の有無にかかわらず、全ての子ども

ひとりひとりに適した教科書を！！

教科書のバリアフリー化を
目指して！



発行元 NPO法人 全国LD親の会

住所 : 〒 151-0053 東京都渋谷区代々木 2-26-5 パロール代々木 415

TEL/FAX : 03-6276-8985 E-MAIL : jimukyoku@jpalld.net

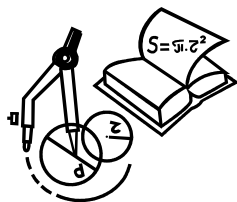
URL : <http://www.jpald.net/>

2009.1

NPO法人 全国LD親の会

教科書のバリアフリー化が前進しました！

LD等の発達障害のある児童・生徒のために、使いやすい教科書を！！



LD（学習障害）等の発達障害や弱視等の視覚障害、その他の障害のある児童・生徒のための「**拡大教科書**」や、デジタル化されたマルチメディア対応の「**DAISY教科書**」等が、出版社等へ通知することで誰でも作製できるようになりました。（ただし営利目的の場合は、補償金の支払いが必要）

特別支援教育の本格実施とともに、学校現場や保護者の間では「**拡大教科書**」や、マルチメディア対応の「**DAISY教科書**」等をつかった教育支援によって、大きな効果が得られることが認められてきましたが、法律や制度上の制約から、その使用は一部にとどまっております、残念ながら広く普及するまでには至っていません。

しかし、2008年9月17日施行の「**教科用特定図書普及促進法**」と「**著作権法第33条の2**」改正により、これまでの制約が大幅に緩和されました。

全国LD親の会では、LD等の発達障害のある児童・生徒のために、このようなバリアフリー化された教科書を使った教育支援の輪が広がっていくことを願い、普及活動に取り組んでいます。

皆様のご理解とご支援をお願いします。

「教科用特定図書普及促進法」（教科書バリアフリー法）

第7条 国は、発達障害その他の障害のある児童及び生徒であって検定教科用図書等において一般的に使用される文字、図形等を認識することが困難なものが使用する教科用特定図書等の整備及び充実を図るため、必要な調査研究等を推進するものとする。

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律

「著作権法第33条の2」

教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。

2 前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物（略）を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として（略）頒布する場合にあっては、（略）補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。（以下略）